

大阪府「君が代起立条例」の制定に抗議する

2011年6月12日

公教育計画学会

2011年6月3日、大阪府議会は「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(以下『君が代起立条例』と略)を制定した。同条例案は、橋下徹大阪府知事が代表を務める「大阪維新の会」(以下『維新の会』と略)府議団が提出し、自民党、公明党、民主党等野党が反対したにも関わらず、維新の会の賛成多数で可決した。

君が代起立条例は、大阪府下の公立小・中・高及び特別支援学校等の教職員全員に、傷病等の場合を除いて、各校の行事において行われる国歌の斉唱時の起立と斉唱を強制するものである(4条)。府教育委員会は、2011年5月6日、入学式での国歌斉唱の際起立しなかった豊中市の府立高校の女性教諭2人に対し、校長の職務命令に従わなかったことを理由に戒告処分が付している。

目的については、国旗・国歌法(『国旗及び国家に関する法律』)、教育基本法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、「府民、とりわけ次代を担う子どもが伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する意識の高揚に資するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と、学校における「服務規律の厳格化」を掲げる(1条)。そもそも、何を「伝統と文化」と考えて尊重するのか、或いは国を愛するか否か、君が代を国歌として受け容れるか否かは、各人の思想・信条・良心に基づくのであって、斉唱や起立を強制されないことは、憲法19条・20条・13条等で保障されている。

同時に、条例をもって斉唱及び起立を強いるのは、憲法18条が禁ずる「その意に反する苦役」に当たり許されない。国旗・国歌法は1999年に制定されたが、強要されないものであることは、附帯決議や政府答弁から明らかである。ちなみに、府教育委員会の中西正人教育長は「条例による義務付けは必要ない」との考えを表明している。

一方、「服務規律の厳格化」に関しては、内容が明確でない。議案提出からわずか10日後の可決・成立では、十分な議論を経たおらず、維新の会単独与党の数の力による性急な制定という他は無い。弁護士でもある橋下知事は、反対する野党に対し「嫌なら4年後の選挙で維新の会の候補を落選させれば良い」と述べたというが、民主政治に挑戦する暴論である。

元来、国旗・国歌法、教育基本法に起立や斉唱を義務づける規定はない。文部科学大臣告示としての学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とはあるが、これをもって起立と斉唱を強制する根拠とすることはできない。とすれば、「服務規律の厳格化」は橋下知事の意向に従わない教職員を排除しようとするのが目的であり、「他国を尊重し、国際社会の平和と発展」を考えたものではありえない。

時期を同じくして、最高裁判所は相次いで、君が代伴奏命令につき憲法に反しないとした最高裁判決に従い(最判2007年2月27日)、国歌斉唱と国旗に向かつての起立を指示する職務命令を合憲とする誤った判断を下している(最判2011年5月31日、同6月6日)。5月31日の判決では憲法の保障する思想・良心の自由を間接的に制約する面があることを認めており、これによったとしても、君が代起立条例は憲法に反することになる。ま

た、6月6日判決の反対意見において、宮川光治裁判官は、2003年に東京都が出した起立及び斉唱を命ずる通達につき「価値が中立的でなく、一部教員の歴史観に反する行為を強制する意図がある」と弾じている。

橋下知事はさらに、9月の議会で職務命令違反の処分基準と罰則を定めた条例制定を目指している。これは職務命令全般を対象としているが、君が代不斉唱、不起立に対し免職等の処分を課すことは思想・信条に基づく不合理な差別に該当し、憲法14条にも違反する。

以上のように、君が代起立条例は、府教職員の思想及び良心の自由を侵害し、憲法の諸条項をないがしろにするものであって、直ちに廃止されなければならない。